

大分県子どもの貧困対策計画（仮称）

素 案

平成27年12月

大 分 県

【目 次】

I	計画策定の趣旨	p 1
II	計画の位置付け	p 1
III	計画期間	p 1
IV	子どもを取り巻く現状と課題	p 1
	(1) 生活保護世帯の子どもの数の推移	p 1
	(2) 就学援助を受けた児童生徒の数の推移	p 1
	(3) ひとり親家庭の子どもの数の推移	p 2
	(4) 生活保護世帯の子どもの進学率、高等学校等中退率、就職率	p 3
	(5) 児童養護施設入所児童の進学率、就職率	p 3
	(6) ひとり親家庭の子どもの在学率	p 4
	(7) お子さんを持つ家庭への意識調査	p 4
V	計画の基本方針	p 6
VI	計画の推進にあたって	p 6
VII	具体的な取組	p 7
1	教育の支援	
	(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開	p 7
	① 学校教育による学力保障	
	② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携	
	③ 地域による学習支援	
	④ 高等学校等における就学継続のための支援	
	(2) 幼児教育の質の向上	p 9
	① 幼保小の円滑な接続の推進	
	② 幼稚園等教員への研修機会の充実	
	③ 幼稚園等園長の運営管理協議会の開催	
	④ 保護者に対する学習機会の提供	

(3) 就学支援の充実	p10
① 義務教育段階の就学支援の充実	
② 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減	
③ 特別支援教育に関する支援の充実	
④ 各種貸付金	
(4) 大学等進学に対する教育機会の提供	p11
① 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実	
② 専門学校生に対する支援の実施	
③ 各種貸付金	
(5) 生活困窮世帯等への学習支援	p12
① 自立相談支援事業、学習支援事業等の実施	
② ひとり親家庭等の子どもの学習支援	
③ 放課後や土曜日等の学習支援の充実	
(6) その他の教育支援	p12
① 義務教育未修了の学齢超過者等への支援	
② 県立中学校生徒への給食費補助	
③ 県立定時制高校生の学校給食費の一部助成	
④ 食育の推進	

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援	p14
① 保護者の自立支援	
② 保育料の負担軽減	
③ 放課後児童クラブの設置・運営に対する支援	
④ 保護者の健康確保	
⑤ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の活用	
⑥ 母子生活支援施設を活用した地域生活の支援	
⑦ 社会福祉法人等による生活困窮者に対する支援	
⑧ その他の支援	
(2) 子どもの生活支援	p17
① 児童養護施設等の退所児童等の支援	
② 食育の推進に関する支援	
③ 子どもの居場所づくりに関する支援	
④ その他の支援	
(3) 関係機関の連携	p18

① 生活困窮者自立支援機関の活用	
② 児童相談所への市町村職員の受入れや講師派遣	
(4) 子どもの就労支援	p19
① 児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援	
② 親の支援のない子ども等への就労支援	
③ 高校生の就労支援	
④ 定時制高校に通学する子どもへの就労支援	
⑤ 高校中退者や若年求職者等への就労支援	
(5) 支援する人員の確保等	p20
① 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化	
② 相談支援者の資質向上	
(6) その他の生活支援	p21
① 妊娠期からの切れ目ない支援	
② 住宅支援	
③ その他の支援	
3 保護者に対する就労の支援	
① 親の就労支援	p24
② 親の学び直しの支援	p26
③ 就労機会の確保	p26
④ ひとり親家庭等の応援企業の開拓	p27
⑤ ひとり親家庭の親と企業・事業所とのマッチング	p27
4 経済的支援	
① 放課後児童クラブ利用料における低所得世帯への支援	p28
② 児童扶養手当の支給	p28
③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の活用	p28
④ 教育扶助の支給	p28
⑤ 生活保護世帯の子どもの進学時の支援	p28
⑥ 養育費の確保及び面会交流に関する支援	p29
⑦ その他の支援	p29
VIII 計画の評価	p31

I 計画策定の趣旨

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が平成26年1月に施行され、同法第9条第1項において、都道府県は国の定める「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）を勘案して子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることが規定されました。

こうした動きを踏まえ、子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針としてこの計画を策定します。

II 計画の位置付け

この計画は、法第9条第1項に定める都道府県計画として策定します。

III 計画期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

IV 子どもを取り巻く現状と課題

(1) 生活保護世帯の子どもの数の推移

本県の生活保護を受給している世帯の子ども（19歳以下の者）の数は、平成24年以降減少しているものの、平成26年で、1,915人となっており、被保護人員全体に占める割合は、9.5%となっています。

[生活保護世帯の子どもの数の推移]

(単位:人、%)

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0~19歳	被保護人員(a)	2,103	2,164	2,135	1,961	1,915
	対前年増減	13.6%	2.9%	-1.3%	-8.1%	-2.3%
総数	被保護人員(b)	18,781	19,907	20,244	20,089	20,215
	対前年増減比	10.3%	6.0%	1.7%	-0.8%	0.6%
19歳以下の構成比(a/b)		11.2%	10.9%	10.5%	9.8%	9.5%

※各年7月31日現在の人員(ただし、平成22年以前は、各年7月1日現在)

※出典:平成22~23年「大分県の生活保護」(大分県地域福祉推進室)

平成24~26年「被保護者調査」(厚生労働省)

(2) 就学援助を受けた児童生徒の数の推移

本県の就学援助を受けた小学校の児童及び中学校の生徒数は、要保護児童生徒数と準

要保護児童生徒数の合計が、平成26年度で、14,575人であり、前年度に比較し+1.3%と増加しています。

また、全体の児童生徒数に占める割合も、16.13%となっており、就学援助を受ける児童生徒の割合も増加傾向にあります。

【就学援助を受けた児童生徒数の推移】 (単位:人、%)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要保護児童生徒数(a)	1,080	1,029	991	955	945
準要保護児童生徒数(b)	12,889	13,078	13,270	13,433	13,630
計	13,969	14,107	14,261	14,388	14,575
対前年増減比	4.4%	1.0%	1.1%	0.9%	1.3%
公立小中学校児童生徒数(c)	95,603	94,406	92,974	91,663	90,338
就学援助率((a+b)/c)	14.61%	14.94%	15.34%	15.70%	16.13%

※出典:「就学援助実施状況等調査」(文部科学省)

※平成26年度は、速報値。

(3) ひとり親家庭の子どもの数の推移

ひとり親家庭(母または父と20歳未満の子どもの世帯)の世帯数は、平成22年で、8,704世帯であり、前回調査時の平成17年と比較し、+2.7%と増加しています。

【ひとり親家庭の世帯数の推移】 (単位:人、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
母子世帯(a)	6,792	6,280	6,894	7,612	7,813
父子世帯(b)	1,026	904	814	860	891
計(a+b)	7,818	7,184	7,708	8,472	8,704
対前年増減率	—	-8.1%	7.3%	9.9%	2.7%

※出典:国勢調査

また、ひとり親家庭の子どもの数(ひとり親家庭の人員数からひとり親家庭の世帯数を差し引くことにより推計)も、14,438人となっており、前回調査時と比較し、+2.7%と増加しています。

【ひとり親世帯の子どもの数】 (単位:人、%)

	平成12年	平成17年	平成22年
母子世帯の人員数(a)	18,167	20,298	20,830
母子世帯数(b)	6,894	7,612	7,813
母子世帯の子どもの数(c=a-b)	11,273	12,686	13,017
父子世帯の人員数(d)	2,096	2,227	2,312
父子世帯数(e)	814	860	891
父子世帯の子どもの数(f=d-e)	1,282	1,367	1,421
ひとり親世帯の子どもの数(c+f)	12,555	14,053	14,438
対前年増減率	—	11.9%	2.7%

※出典:国勢調査

(4) 生活保護世帯の子どもの進学率、高等学校等中退率、就職率

生活保護世帯の子どもの中学校卒業時の進学率は、平成26年度で、85.8%となっており、県全体の進学率の98.6%に比べ、低くなっています。

また、高等学校卒業時の進学率も、36.4%であり、県全体の進学率の47.0%に比べ、低くなっています。

生活保護世帯の子どもの中学校卒業時の就職率は、平成26年度で、1.8%となっており、高等学校卒業時の就職率は、53.0%となっています。

【生活保護世帯の子どもの進学率、就職率】 (単位:%)

中学校卒業時		平成24年度	平成25年度	平成26年度
進 学	生活保護世帯	90.0%	91.5%	85.8%
	県 全 体	98.8%	98.9%	98.6%
就 職	生活保護世帯	1.4%	1.6%	1.8%
	県 全 体	0.3%	0.4%	0.6%

※出典:生活保護世帯 大分県地域福祉推進室調べ(次年度、5月1日現在の状況)
全体「学校基本調査」(文部科学省、当該年度3月末現在の状況)

(単位:%)

高等学校卒業時		平成24年度	平成25年度	平成26年度
進 学	生活保護世帯	27.4%	29.5%	36.4%
	県 全 体	45.5%	45.5%	47.0%
就 職	生活保護世帯	55.6%	54.3%	53.0%
	県 全 体	26.2%	26.5%	26.3%

※出典:生活保護世帯 大分県地域福祉推進室調べ(次年度、5月1日現在の状況)
全体「学校基本調査」(文部科学省、当該年度3月末現在の状況)

生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率は、平成26年度で、5.6%となっており、県全体の中退率1.5%を上回っています。

【生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率】 (単位:%)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活保護世帯	5.6%	5.5%	5.6%
県 全 体	1.6%	1.7%	1.5%

※出典:生活保護世帯 大分県地域福祉推進室調べ
全体「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

(5) 児童養護施設入所児童の進学率、就職率

児童養護施設入所児童の中学校卒業時の進学率は、平成26年度で、93.1%となっており、県全体の進学率の98.6%に比べ、低くなっています。

また、高等学校卒業時の進学率も、22.6%であり、県全体の進学率の47.0%に比べ、低くなっています。

児童養護施設入所児童の中学校卒業時の就職率は、平成26年度で、6.9%となっており、高等学校卒業時の就職率は、74.2%となっています。

【児童養護施設入所児童の進学率、就職率】

(単位:%)

中学校卒業時		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
進学	施設入所児童	97.6%	96.8%	92.6%	100.0%	93.1%
	県全体	98.6%	98.6%	98.8%	98.9%	98.6%
就職	施設入所児童	2.4%	3.2%	3.7%	0.0%	6.9%
	県全体	0.5%	0.6%	0.3%	0.4%	0.6%

※出典:施設入所児等 大分県こども子育て支援課調べ(次年度、5月1日現在の状況)
全体「学校基本調査」(文部科学省、当該年度3月末現在の状況)

(単位:%)

高等学校卒業時		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
進学	施設入所児童	13.8%	15.8%	20.0%	33.3%	22.6%
	県全体	47.4%	45.7%	45.5%	45.5%	47.0%
就職	施設入所児童	79.3%	84.2%	60.0%	66.7%	74.2%
	県全体	26.0%	26.8%	26.2%	26.5%	26.3%

※出典:施設入所児等 大分県こども子育て支援課調べ(次年度、5月1日現在の状況)
全体「学校基本調査」(文部科学省、当該年度3月末現在の状況)

(6) ひとり親家庭の子どもの在学率

ひとり親家庭の子どもの在学率は、平成22年で、16歳の子どもでは、94.3%となっており、県全体の98.0%に比べ、低くなっています。

また、19歳の子どもでは、44.7%となっており、県全体の60.9%に比べ、低くなっています。

【ひとり親家庭の子どもの在学率】

(単位:%)

年齢	分類	就学状況			在学状況				卒業者の状況	
		在学中	卒業	未就学	小・中学校	高校	短大・高専	大学・大学院	就業者	その他
16歳の子ども	ひとり親家庭	94.3%	5.5%	0.2%	0.4%	98.7%	0.9%	0.0%	76.1%	23.9%
	県全体	98.0%	1.9%	0.1%	1.0%	97.4%	1.6%	0.0%	83.5%	16.5%
19歳の子ども	ひとり親家庭	44.7%	55.3%	0.0%	1.1%	13.2%	62.3%	23.4%	75.6%	24.4%
	県全体	60.9%	39.1%	0.0%	0.5%	5.0%	43.5%	50.9%	78.7%	21.3%

※出典:平成22年国勢調査

(7) お子さんを持つ家庭への意識調査の実施について

① 調査の対象・目的

県内の公立小中学校就学援助を申請する世帯を対象として、各々の世帯が抱える困りごとや利用している支援策等を把握し、これらの世帯に対する県計画や福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

② 調査事項

- ア 世帯の状況
- イ 就業等の状況
- ウ 子ども就学状況
- エ 保護者自身や子どものことで困っていること
- オ 相談相手の有無、相談先
- カ 公的支援策の利用状況、拡充希望など

③ 調査の時期

・平成27年4月から5月

④ 調査票の回答数等

・回答数 4,638件

⑤ 調査結果の概略

ア 世帯主の状況

就業者(55.2%)と回答された方が最も多かったが、一方で、未回答(38.3%)が次いで多かった。

イ 配偶者の有無

配偶者なし(56.8%)と回答した世帯が最も多く、回答者の半数以上がひとり親家庭の世帯であった。

ウ 子どもの平均人数

回答者の平均は、2.17人であった。

エ 子どもの状況

小学生(44.7%)が最も多く、次いで、中学生(30.3%)、高校生(11.0%)の順番であった。

オ 回答者自身が困っていること(複数回答)

家計(81.8%)と回答した世帯が最も多く、次いで、仕事(25.1%)、子ども(17.5%)のことで困っているという回答が多かった。

カ 子どものことで困っていること(複数回答)

教育・進学(63.5%)と回答した世帯が最も多く、次いで、しつけ(31.2%)、身の回り(14.0%)のことで困っているという回答が多かった。

キ 相談相手の有無

ほとんどが、いる(90.4%)という回答であったが、一方で、いない(8.2%)、という回答も一定数あった。

ク 相談相手は誰か(複数回答)

家族(62.4%)、知人・友人(60.5%)、親族(34.8%)と回答した世帯が多く、一方、公的機関(3.3%)は、回答が少なかった。

ケ 知っている行政制度やサービス(複数回答)

回答の多い順に、①小中学生の就学援助(85.1%)、②放課後児童クラブ(82.0%)、③児童扶養手当の受給(77.2%)、④いつでも子育てほっとラインへの相談(77.2%)、⑤保育園の保育料減免(65.7%)という結果であった。

コ 利用したことのある行政制度やサービス(複数回答)

回答の多い順に、①小中学生の就学援助(68.5%)、②児童扶養手当の受給(43.0%)、③放課後児童クラブ(39.0%)、④保育園の保育料減免(30.6%)、⑤公営住宅への入居(17.8%)という結果であった。

サ 特に充実を希望する行政制度やサービス(複数回答)

回答の多い順に、①高校生の教材費や学用品費などの助成(奨学給付金)(35.4%)、②高校生の授業料の助成(就学支援金)(32.5%)、③奨学金の受給(26.5%)、④児童扶養手当の受給(18.4%)、⑤小中学生の就学援助(17.9%)という結果であった。

V 計画の基本方針

子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要です。

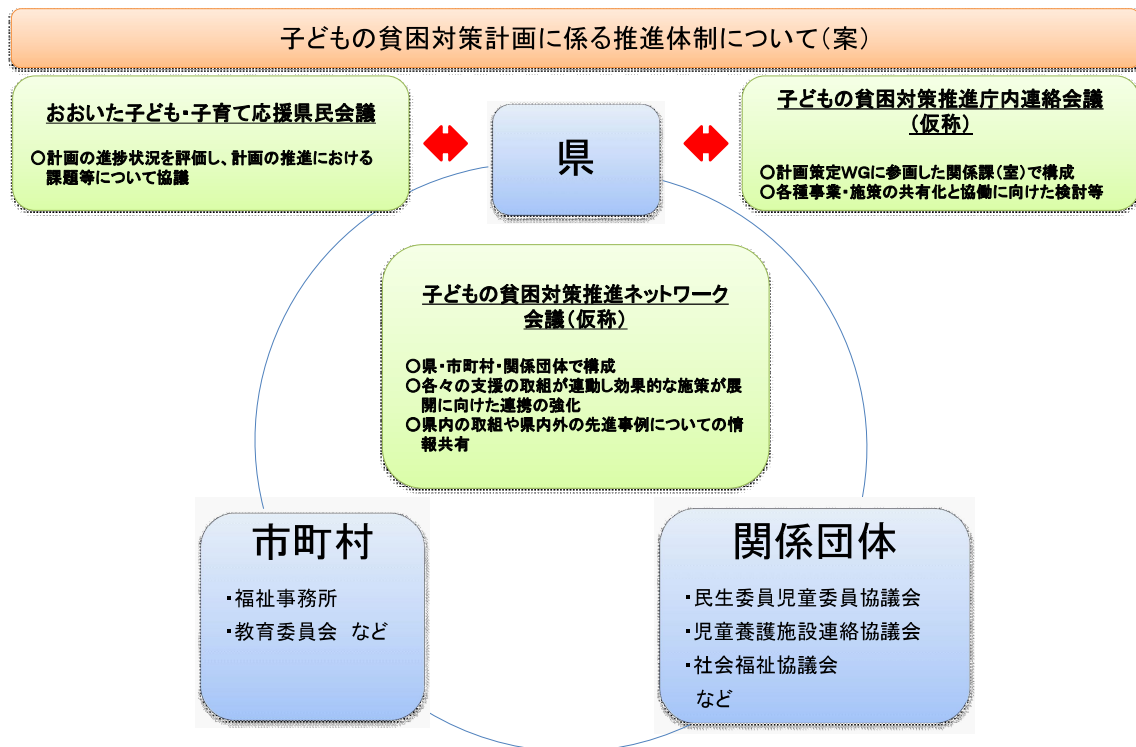
この計画では、本県の子どもを取り巻く社会環境等の現状と課題を踏まえ、「子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現」を基本目標とし、大綱で定める当面の重点施策である、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援の4つを支援の柱として、「子どもの貧困」に視点を置いた具体的な施策を体系化します。

また、県としての指標を設定しその改善に取り組むとともに、これに基づき施策の実施状況や効果等を検証し、必要に応じて施策の見直しを図っていきます。

VI 計画の推進にあたって

この計画を推進するにあたって、ひとり親家庭や困難な状況にある子どもたちへの支援が効果的に行われるためには、各々の取組を所管する教育分野や福祉分野等の関係部局が連携を深めるとともに、市町村や民間の支援機関等とも連携を図ることが必要です。

そのためには、本計画の策定を契機に、今後、各市町村の支援機関や関係協議会等に支援の輪を広げ、各々の支援の取組が連動し効果的な施策が展開されるよう連携の強化を図ります。



Ⅶ 具体的な取組

国の大綱で定める当面の重点施策である、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援の4つを支援の柱として、市町村や民間の支援機関等とも連携を図りながら、「子どもの貧困」に視点を置いた以下の具体的な施策を総合的に推進します。

1 教育の支援

(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

① 学校教育による学力保障

ア 確かな学力の育成

○組織的な授業改善の推進

学校の教育課題解決のため、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が目標達成に向けて組織的に取り組む「芯の通った学校組織」の取組の深化を図ります。

「芯の通った学校組織」を活用し『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き(平成27年3月)に沿って授業改善を進め、授業の質を向上します。

また、学力向上支援教員を各市町村の計画に基づいて配置し、模範的な授業を普及していきます。

○「新大分スタンダード」に基づく授業の徹底(小・中学校)

低学力層の児童生徒も安心して学ぶことができ、確かな学力が身に付く「新大分スタンダード」に基づく授業が、全ての教室で実施されるよう、各種協議会や研修会で周知徹底します。特に、①自己決定の場、②共感的人間関係を育む場、③自己存在感を感じる場の設定の生徒指導の三機能を生かした授業づくりを推進し、子どもの「学びに向かう力」(意欲・集中力・持続力・協働する力等)を育成します。

イ 習熟の程度に応じた指導の充実

小学校算数科・中学校数学科・中学校英語科の教員を加配し、その効果的な活用方策や配慮事項等を周知することにより、習熟の程度に応じた指導の充実を図ります。

ウ 補充指導・家庭学習指導の充実

個のつまずき解消等のため、夏季休業や放課後を活用した補充指導を充実させるとともに、学校・家庭・地域が連携・協働した放課後や土曜日等の学習支援の充実を図ります。

また、家庭での学習習慣の定着に向けて、PTA や地域と協働した家庭学習指導の充実を図ります。

② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

ア スクールカウンセラーの配置推進

不登校やいじめ問題をはじめ児童生徒の問題行動等の未然防止・早期発見・早期解決等を図るとともに、中学校を中心に教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置します。スクールカウンセラーは、児童生徒の感情や情緒面の支援を行うとともに、教職員、保護者の相談にも対応します。

また、児童生徒への継続支援が可能になるよう小中連携配置を進めます。

イ 福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化

専門性の高い人材の確保・育成を含めスクールソーシャルワーカーの配置を促進するなど、学校現場において、家庭環境等に起因する様々な課題を抱える子どもを早期に生活支援等の関係機関（児童相談所、福祉事務所等）に繋げていくことができる体制づくりを進めます。

③ 地域による学習支援

ア 放課後や土曜日等の学習支援の充実

放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の支援による学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施するとともに、土曜日に多様な経験や技能を持つ地域人材・企業等の社会資源を活用し、補充学習や多様な教養講座、体験活動等を体系的・継続的に実施する教育支援体制等を構築します。

イ 地域「協育力」向上支援

公民館等を拠点に、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもをはぐくむ「協育」ネットワークを各地域に構築し、学校教育活動等を支援するとともに、親への学習機会や情報の提供等の家庭教育を支援する体制を整備します。

ウ コミュニティ・スクールの普及推進

地域の教育力を結集した地域とともにある学校づくりに向けて、既存校の成果・課題の検証を踏まえ、コミュニティ・スクールの普及推進を図ります。

④ 高等学校等における就学継続のための支援

ア 学習等に課題を抱える生徒への支援

高校中退の防止にも資するため、各学校において個別指導等を充実し、生徒の学習意欲を喚起することで基礎学力の定着を図ります。

また、生徒の進路希望等に応じた指導を工夫するなど、高校教育の質の確保・向上に向けた取組を推進します。

イ 体系的・系統的なキャリア教育の充実

生徒に望ましい勤労観・職業観と職業に関する実践的な知識・技能を身に付けさせ、主体的な職業選択の能力や態度を育成するため、地域産業界と連携したインターンシップの充実など体系的・系統的なキャリア教育の充実を図ります。

ウ 再入学に対する支援

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金支給期間の経過後も、卒業までの間（最長２年間）、継続して就学支援金相当額を支給します。

エ 定時制通信制高校生への教科書の給付

中学校を卒業して勤務に従事するなど、様々な理由で全日制の高校に進めない青少年に対して、教育の機会均等を保障するため、定時制・通信制高校に通う定職に就いている生徒等の教科書給与を補助します。

（２）幼児教育の質の向上

① 幼保小の円滑な接続の推進

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の交流活動や教職員間における教育内容の相互理解を促進し、子どもの発達や学びの連続性を確保することで、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

② 幼稚園等教員への研修機会の充実

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の教職員に対して、幼児教育に関する実践的指導力の向上及び小学校教員における幼児教育理解を充実させるため、幼稚園教育要領等の趣旨に基づいた研修会を実施し、質の向上を図ります。また、幼稚園の新規採用教員研修及び10年経験者研修を実施します。

③ 幼稚園等園長の運営管理協議会の開催

園全体の教育活動の充実及び質の向上を図るとともに、園長等の幼児教育に対する理解促進を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園の園長・主任、小学校長等に対して、幼稚園等における園の運営・管理に関する今日的課題に基づいた協議会を開催します。

④ 保護者に対する学習機会の提供

子育てなど家庭が抱える課題解決を地域社会全体で支援するため、関係機関と連携して切れ目のない学習機会を提供します。

(3) 就学支援の充実

① 義務教育段階の就学支援の充実

ア 市町村の就学援助

学校教育法第19条に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して行う市町村の就学援助が適切に実施されるよう働きかけます。

イ 県立中学校及び特別支援学校児童生徒への医療費の助成

学校保健安全法第24条に基づく就学援助として、要保護及び準要保護世帯の県立中学校生徒及び特別支援学校（義務教育課程）児童生徒に対して感染性又は学習に支障を生ずる疾病にかかり、学校の指示により治療を受けた際の医療費を助成します。

② 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減

ア 高校生等奨学給付金の給付

経済的な理由により高等学校等への修学が困難な生徒の保護者等に対し、授業料以外の教育費負担を軽減し、教育の機会均等を図るため、「高校生等奨学給付金」を給付します。

イ 高等学校等就学支援金の支給

授業料の負担を軽減するため、所得要件を満たす世帯の高校生等に対し、高等学校の授業料の支援として、就学支援金を支給します。

ウ 私立高等学校授業料減免補助

私立学校の生徒を対象に、授業料の負担を軽減するため、私立高等学校が所得要件を満たす高校生等のいる世帯に対し授業料減免を行った場合、その経費の一部を負担します。

エ 高校生への奨学金の貸与

保護者等が大分県内に住所を有する者のうち、優秀な生徒で経済的理由により就学が困難な者に対して、教育の機会均等が図られるよう、（公財）大分県奨学会が実施する奨学資金の貸付制度の円滑な実施を支援します。

③ 特別支援教育に関する支援の充実

教育の機会均等の趣旨に則り、特別支援学校へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援教育就学奨励費を支給します。

④ 各種貸付金

ア 生活福祉資金（教育支援資金）

低所得者世帯に属する者が、高等学校以上の学校に入学や修学するために必要な費用を貸し付ける生活福祉資金（教育支援資金）について、実施主体の（社福）大分県社会福祉協議会との連携を密にし、周知と円滑な実施を図ります。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の活用（就学支度資金、修学資金）

ひとり親家庭の子どもの就学支援のため、母子父子寡婦福祉資金（就学支度資金、修学資金）の貸付けを行うとともに、制度に関する情報提供を積極的に行います。

また、ひとり親家庭の相談窓口において、他制度の利用についても検討するなど適切なアドバイスを行います。

（４）大学等進学に対する教育機会の提供

① 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実

ア 大学進学者等への奨学金の貸与

（公財）大分県奨学会が実施する学校教育法第1条に規定する大学（通信課程、別科、専攻科及び大学院を除く。）に在学し、優秀な資質を有し、経済的理由により修学困難な者に対する大学奨学金の貸付制度について、教育の機会均等が図られるよう、その周知と円滑な実施を支援します。

② 専門学校生に対する支援の実施

ア 専門学校生経済的支援実証研究事業の実施

意欲と能力のある私立の専門学校生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、修学支援アドバイザーによるアドバイスの実施及び経済的理由により修学が困難な生徒に対する経済的支援、基礎データの収集を行います。

③ 各種貸付金

ア 生活福祉資金（教育支援資金）（再掲）

低所得者世帯に属する者が、高等学校以上の学校に入学や修学するために必要な費用

を貸し付ける生活福祉資金（教育支援資金）について、実施主体の（社福）大分県社会福祉協議会との連携を密にし、周知と円滑な実施を図ります。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（就学支度金、修学資金）（再掲）

ひとり親家庭の子どもの就学支援のため、母子父子寡婦福祉資金（就学支度資金、修学資金）の貸付けを行うとともに、制度に関する情報提供を積極的に行います。

また、ひとり親家庭の相談窓口において、他制度の利用についても検討するなど適切なアドバイスを行います。

（５）生活困窮世帯等への学習支援

① 自立相談支援事業、学習支援事業等の実施

「生活困窮者自立支援法」に基づき、複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子どもの対象に、居場所づくりを含む学習支援事業の実施を支援します。

② ひとり親家庭の子どもの学習支援

ひとり親家庭の子どもの対象に、学習支援や子ども同士が交流できる居場所づくりに取り組めます。

③ 放課後や土曜日等の学習支援の充実（再掲）

放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の支援による学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施するとともに、土曜日に多様な経験や技能を持つ地域人材・企業等の社会資源を活用し、補充学習や多様な教養講座、体験活動等を体系的継続的に実施する教育支援体制等を構築します。

（６）その他の教育支援

① 義務教育未修了の学齢超過者等への支援

義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保の在り方について、国や市町村と連携しつつ検討を進めます。

② 県立中学校生徒への給食費助成

学校給食法第12条に基づく就学援助として、準要保護世帯の県立中学校生徒に対して給食費を助成します。

③ 県立定時制高校生の学校給食費の一部助成

勤労青少年の定時制高校への就学を促進し、教育の機会均等を保障するため、爽風館高校、大分工業高校定時制、日田高校定時制、中津東高校定時制の4つの県立高校定時制において定職に就いている生徒等に対して、学校給食費を一部助成します。

④ 食育の推進

学校において栄養教諭や学校栄養職員が担任等と連携し、学校給食を「生きた教材」として活用するなど学校教育全体での取組とともに、地場産物を学校給食に取り入れたり、生産者の方とのふれあい給食を実施したりするなど地域と連携した食育に取り組みます。

また、「早寝・早起き・朝ごはん」を基本とした規則正しい生活習慣を身につけるため、学校と家庭、地域が連携して食育を推進します。

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

① 保護者の自立支援

ア 生活困窮者への自立支援

○生活保護受給者以外の生活困窮者への支援

生活保護受給者を含む生活困窮者の増加を踏まえ、新たな生活困窮者自立支援制度が平成27年4月から開始されたことから、各実施主体（市及び県（町村部））における、総合的な相談支援や地域の実情に応じた任意事業の実施等について支援します。

○自立相談支援事業の実施

「生活困窮者自立支援法」に基づき、複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業の実施を支援します。

○家計相談支援事業の実施

相談者の家計管理能力を高めるなど家計管理の視点に特化した家計相談支援事業の実施を支援します。

○就労準備支援・一時生活支援・子どもの学習支援事業等の実施

日常生活や社会生活での自立に向けた訓練を行う就労準備支援事業、住居を持たない生活困窮者に対し、一時的な衣食及び宿泊場所を提供する一時生活支援事業等の実施を支援します。

イ ひとり親家庭に対する母子・父子自立支援プログラムの策定

大分県母子・父子福祉センターにおいて、専門の策定員が、相談者個別のニーズに応じた母子・父子自立支援プログラムを作成し、自立に向けたきめ細かな支援を行います。さらに、各市において、プログラムを策定できるよう、また、各市が策定したプログラムに基づき、支援実施機関と連携し、きめ細かくで継続した支援を行うことができるよう、支援します。

ウ ひとり親家庭に対する相談事業の充実

大分県母子・父子福祉センターにおいて、専門員が、関係機関と連携し、来所や電話による一般相談に適切に対応するとともに、弁護士による無料法律相談を定期的に実施し、法的な課題にも対応するなど、相談事業の充実を図ります。また、大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業あっせん事業等との一体的な支援を行います。

エ ひとり親家庭に対する生活向上支援

ひとり親家庭の親が、生活の中で直面する課題や困難を解決し、共助の精神を養い自立のための意欲の形成を図り、生活を向上できるよう、生活支援の講習会等を開催し、総合的に支援します。

オ 母子・父子自立支援員に対する研修の実施

ひとり親家庭等からの様々な相談に適切に対応できるよう、また、住居や生活、就労、教育、DVなどに関する関係機関と密接に連携できるよう、母子・父子自立支援員を対象とした研修機会を提供します。

さらに、母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等からの相談に対して、必要な情報提供をワンストップで行うことができるよう、技術的な支援を行います。

カ 婦人相談所における相談対応の充実

家庭の問題としての「夫等の暴力・酒乱」「子どもの問題」など、女性からの様々な相談に幅広く応じ、助言や情報提供を行います。また、DV関係では、弁護士による法律相談を実施するとともに、被害者の保護や自立に向けた専門的な相談にも対応します。さらに、婦人保護施設を退所した方にも、必要に応じて訪問し、生活状況の把握や自立に向けた助言を行います。

緊急に保護することが必要と認められる女性については、同伴児がいれば同伴児とともに、最も適当な援助の方針が決まるまでの間、一時保護を行い、心理ケアや生活指導員による同伴児の支援も実施します。

DVに関しては、被害者により身近な市町村において支援の充実を図ることが大事であることから、婦人保護事業担当職員を対象とした研修会やケース検討会などを実施し相談対応の質の向上と関係機関との連携の強化を図ります。

② 保育料の負担軽減

子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、保育所、認定こども園、認可外保育施設に入所する3歳未満児の保育料を減免する市町村の取組を支援します。また、私立幼稚園に同時入所する世帯の保育料の一部を助成します。

③ 放課後児童クラブの設置・運営に対する支援

昼間家庭に保護者がいない小学生等を対象に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置を推進するとともに、ニーズに応じた開所時間を確保するなどサービスの向上を図ります。

④ 保護者の健康確保

市町村が実施するひとり親家庭等医療費助成事業に対し、その経費の一部を助成します。また、県・市町村・医療機関等との連携を深め、適正かつ円滑な事業実施に努めます。

す。

妊娠・出産にかかる専門的な悩みに対応する体制の充実を図るとともに、市町村が実施する妊婦健康診査の受診促進と質の向上を図ります。

医療機関、地域保健、福祉関係機関等が連携した母子保健・育児支援ネットワークを強化し、母子保健体制の充実を図ります。

⑤ 母子父子寡婦福祉資金（生活資金等）の貸付

技能習得期間の生活の安定・維持のためなどに必要な母子父子寡婦福祉資金（生活資金等）の貸付けを行うとともに、制度に関する情報提供を積極的に行います。

また、ひとり親家庭の相談窓口において、他制度の利用についても検討するなど適切なアドバイスを行います。

⑥ 母子生活支援施設を活用した地域生活の支援

支援が必要な母子家庭等の円滑な入所に努め、自立に向けた支援を充実します。また、退所後においても、各種の福祉サービスが効果的に活用できるように、市町村や母子・父子自立支援員と協力しての支援に努めます。

⑦ 社会福祉法人等による生活困窮者に対する支援

県内の社会福祉法人有志により設立された「大分県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会」は、会員が拠出する会費で造成する基金を財源として、社会福祉施設等へのコミュニティソーシャルワーカーの配置を行い、生活困窮者等地域で生活に困難を抱える方々の相談支援を行うとともに、緊急の支援を必要とする方に対し、現物給付による経済的援助（上限10万円）を実施しています。

生活困窮者に対し、より効果的な支援が行われるよう、生活困窮者自立支援制度と本取組の連携を促進します。

⑧ その他の支援

ア 児童や地域住民からの相談に応じる児童家庭支援センターの設置

児童家庭支援センターは、地域の児童と家庭の福祉の向上を図ることを目的とする地域の身近な支援機関として、地域の子育てに関する相談に応じる機能や、里親支援、関係機関との連絡調整機能を備えています。現在、県内に2か所の児童家庭支援センターが設置されていますが、今後も整備を促進します。

イ いつでも子育てほっとラインの設置

子育ての悩みや不安を抱える保護者に、身近な相談者がいない場合には、一人で悩み

事を抱え込んでしまうことも多いため、子育てに関するあらゆる相談に対応するいつでも子育てほっとラインを設置し、24時間365日、相談を受けることができる体制を整え、保護者が心配事を一人で抱え込まないで済むよう取り組みます。

(2) 子どもの生活支援

① 児童養護施設等の退所児童等の支援

ア 自立援助ホームへの支援

義務教育終了後、児童養護施設等を退所した20歳未満の児童を入所させ、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、児童の自立を促進する事業を展開している「自立援助ホーム」に、その事業運営に必要な経費を助成します。

イ 自立援助ホーム負担金の助成

義務教育終了後、自立援助ホームに入所した児童のうち、無職又は低所得のため入居費用が支払えない児童に対して、入所費用の助成を行います。

ウ 児童アフターケアセンターおおいたによる支援

児童養護施設等を退所する児童に、自立した生活を送る課程で生じる様々な課題を自らの力で解決できる力を身につけさせるため、「児童アフターケアセンターおおいた」を設置して、入所中から就労支援や生活訓練等の様々な支援を行います。

児童アフターケアセンターおおいたでは、児童養護施設等を退所した児童の自立生活に関するあらゆる相談に対応するために、各関係機関との連携強化を図り、ワンストップで児童の自立生活を安定させるための支援が可能になるよう体制の整備を行います。

② 食育の推進に関する支援

市町村が実施する乳幼児健康診査や相談会の機会を活用し、正しい食習慣や生活習慣が確立できるよう、市町村と連携した取り組みを推進します。

保育所における具体的な計画として立案される「指導計画」の中に、食育の視点を含めた計画が策定されるよう指導します。

③ 子どもの居場所づくりに関する支援

ア 地域における幼児教育・保育の提供体制の確保

地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市町村の計画等に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、地域における幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。

イ 子どもの安全・安心な放課後等の生活の支援

昼間家庭に保護者がいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置を促進するとともに、サービスの向上を図ります。

また、地域の人たちの協力を得て体験・交流・学習活動を提供する「放課後チャレンジ教室」及び「土曜教室」の支援者を拡大し、教室の充実を図ります。

「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、「放課後児童クラブ」と「放課後チャレンジ教室」の連携を促進させ、放課後等における子どもの安全・安心な居場所づくりを進めます。

ウ ひとり親家庭の子どもの学習支援

ひとり親家庭の子どもの対象に、学習支援や子ども同士が交流できる居場所づくりに取り組みます。

④ その他の支援

ア 児童養護施設入所児童に対する見学旅行費用の助成

児童養護施設入所中の修学旅行費用は、児童福祉施設措置費によって賄われていますが、修学旅行費用が措置費を超える場合等、措置費では賄えない事例に対し、措置費の基準単価を超える経費について助成します。

イ 里親へ委託された児童に対する高校通学費用の助成

里親に委託されている高校生の通学費用は、他の経費と合わせて定額の「教育費」が支弁されていますが、遠方に通学する高校生の通学費用が教育費を超える場合、通学費用の不足分を助成します。

ウ 児童養護施設における学習支援の充実

児童養護施設に入所中の児童については、十分な学習環境が確保できないで家庭で過ごしていた児童も少なくありません。そのため、学習の理解が十分でない児童もあり、高校進学のためになっている事例もあることから、児童の学力向上のための学習指導員の配置を支援します。

(3) 関係機関の連携

① 生活困窮者自立支援機関の活用

困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子どもたちを支援するため、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援機関を中心に、児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して取り組む体制を整備します。

具体的には、各市町村及び自立相談支援機関、関係団体等で構成する「生活困窮者自

立支援制度推進検討会議」を開催し、県内全体のネットワークを構築するとともに、地域におけるネットワークの構築を推進します。

② 児童相談所への市町村職員の受入れや講師派遣

児童が安全安心な生活を継続するためには、児童虐待の未然防止と早期対応が重要です。そこで、児童相談に関する一義的な相談窓口となる市町村の担当職員のスキルアップを図り、地域のこども達の安全安心な生活を指すために市町村職員を児童相談所での実地研修に受け入れるとともに、児童虐待に関する地域の意識を向上するための研修会等に児童相談所の職員を講師として派遣します。

(4) 子どもの就労支援

① 児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援

ア 児童養護施設に就労支援、自立援助を行う指導員の設置

児童養護施設入所児童について、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習や講習等の支援を通じた児童の自立支援を行うため、各児童養護施設に職業指導員を配置します。

イ 児童養護施設入所時からの生活能力向上の支援

社会経験が乏しくなりがちな施設入所児童に対して、施設入所中から自立に必要なコミュニケーション能力やビジネススキルを始めとする「社会生活能力」を身につけるため、キャリア教育等の専門的かつ継続的な支援を行います。

ウ 児童養護施設から就職等をする児童に対する生活費の助成

児童養護施設入所児童が、進学又は就職を理由に措置解除となった場合には、退所当初の生活基盤が弱いため、円滑な自立生活への導入が困難とならないよう、新生活を始めるための支度費用を助成します。

エ 児童養護施設から就職等をする児童の身元保証の支援

児童養護施設等を退所する児童が、就職等の際に親族等からの身元保証が得られない場合に、全国社会福祉協議会の補償制度を活用して施設長等が保証人となっています。県はその費用の一部を負担して、保証人の有無が児童の自立を妨げることを無いうように支援します。

②親の支援のない子ども等への就労支援

ア 生活困窮者への自立相談支援の実施

「生活困窮者自立支援法」に基づき、複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業の実施を支援します。自立相談支援機関では、総合的な相談窓口を設置するのみならず、民生委員・児童委員や自治会等と連携し、生活困窮者を可能な限り早期に発見し、訪問支援（アウトリーチ）を積極的に行います。

イ 生活困窮者への就労準備支援事業の実施

昼夜が逆転し生活リズムが崩れている方や就労経験はあるものの、離職後長期間ひきこもっており、すぐに一般就労が困難な方などに対し、適切な訓練を提供する就労準備支援事業の実施を支援します。

③ 高校生の就職支援

高校生の就職を支援するため、大分労働局等の関係機関と連携して専門の講師を学校へ派遣し、生徒の職業意識啓発のガイダンスや個別相談等の支援を充実します。

④ 定時制高校に通学する子どもへの就労支援

「ジョブカフェおおいた」において企業や職業訓練の情報提供や就職相談などの就労支援を行います。

また、企業理解を深めるための企業説明会や職場見学会のほか、内定者や新入社員に対する講習会を行うことで、職業選択のミスマッチ防止や職場定着を図ります。

⑤ 高校中退者や若年求職者等への就労支援

「ジョブカフェおおいた」において企業や職業訓練の情報提供や就職相談などの就労支援を行います。

また、企業理解を深めるための企業説明会や職場見学会のほか、内定者や新入社員に対する講習会を行うことで、職業選択のミスマッチ防止や職場定着を図ります。（再掲）

（５）支援する人員の確保等

① 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化

ア 児童養護施設の体制整備、機能強化

社会的養護を必要とする子どもたちの環境を整備するため、大分県家庭的養護推進計画により、施設の小規模化や里親委託率の向上等、家庭的養護の推進を図り、施設の処遇改善のための措置費の加算制度等の積極的な活用を進めます。

また、児童養護施設等による市町村への支援協力を強化するための、「基幹的職員」

の養成に努めます。

イ 児童相談所への精神科医の助言、顧問弁護士の配置

児童相談所においては、児童の処遇検討の際に、必要に応じて積極的に精神科医の助言を仰ぎながら、児童や保護者の精神的なケアを行い、少しでも早く家庭の再統合ができるように努めます。また、児童相談所に顧問弁護士を配置し、法律的な助言をいただきながら児童の最善の利益の確保に努めます。

②相談支援者の資質向上

ア 母子・父子自立支援員に対する研修の実施（再掲）

ひとり親家庭等からの様々な相談に適切に対応できるよう、また、住居や生活、就労、教育、DVなどに関する関係機関と密接に連携できるよう、母子・父子自立支援員を対象とした研修機会を提供します。また、母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等からの相談に対して、必要な情報提供をワンストップで行うことができるよう、技術的な支援を行います。

イ 生活保護ケースワーカーに対する研修の実施

生活保護ケースワーカー及び就労支援員の資質の維持・向上を図るために、研修を実施します。

ウ 生活困窮者自立支援相談員等に対する研修の実施

自立相談支援事業等に従事する相談員については、厚生労働省が主催する養成研修に対し、積極的に派遣を行います。また、生活困窮者自立支援制度に従事する相談員等のみならず、関連機関・団体の職員を対象に、年2回伝達研修を実施し、制度に関わる方々の資質向上を図ります。

（6）その他の生活支援

①妊娠期からの切れ目ない支援

妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援のため、地域の実情に応じた「子育て世代包括支援センター」の整備を推進します。

医療機関、地域保健、福祉関係機関等が連携した母子保健・育児支援ネットワークを強化し、母子保健体制の充実を図ります。

②住宅支援

ア 中学生までの子どもがいる世帯の県営住宅入居資格の緩和

一般世帯向けの申込資格（条例第6条）を満たし且つ、中学生までの子どもがいる世帯の場合、年間所得金額の上限額を引き上げ、所得要件の緩和を行います。

イ 子育て世帯等の県営住宅への優先入居

一般世帯向けの申込資格（条例第6条）を満たし且つ、現に同居し、または同居しようとする中学校を卒業するまでの者を含む親子を中心とした2人以上の親族（婚姻届をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）がある場合、優先入居（抽選の優遇）することができます。

ウ 多子世帯向け県営住宅の確保

県営住宅の一部を多子世帯向け住宅として指定しており、一般世帯向けの申込資格（条例第6条）を満たし且つ、入居の日において同居する3人以上の子（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるものに限る。）を養育している場合、5年間の期限として入居することができます。（状況により、最大5年間延長することができます。）

エ 母子父子寡婦福祉貸付資金（住宅資金、転宅資金）の貸付

住宅を購入したり、住居を移転するために必要な母子父子福祉資金貸付金（住宅資金、転宅資金）の貸付けを行うとともに、制度に関する情報提供を積極的に行います。

ひとり親家庭の相談窓口において、他制度の利用についても検討するなど適切なアドバイスをを行います。

オ 住居確保給付金の支給

離職により住居を喪失する恐れのある県民に対し、有期で家賃相当額を支給し、住居に関する不安を取り除くことを通じて、再就職に向けた就職活動を支援します。

③ その他の支援

ア ひきこもり等の悩みを抱える子どもや家族への支援

ひきこもり等社会的自立に困難な悩みを抱える子どもやその家族を支援するため、子どもの相談・支援を行う3機関をワンストップ化した「おおいた青少年総合相談所」の利用促進を推進します。

イ 訪問型子育て支援（ホームスタート）の充実

就学前の子どもがいる家庭を研修を受けた地域の子育て経験者が訪問し、傾聴と協働を行う訪問型子育て支援（ホームスタート）を行うとともに、関係機関の連携、スタッフの研修により取組の充実に努めます。

ウ 児童相談所の児童虐待への対応強化

増加する児童虐待ケースに迅速かつ専門的な対応をするため、虐待の初期対応班を配

置しています。このことで、虐待の早期支援が可能となり、子どもたちの健全な成長の確保に資するものと考えます。

また、精神科の嘱託医や顧問弁護士を配置することで、困難事例への対応の強化を図ります。

エ 児童虐待に対する理解の促進

児童虐待への理解を深め、早期発見、早期対応の重要性を周知するため、児童相談所の職員を関係機関の研修会等の講師として派遣しています。また、市町村職員を、児童福祉にかかわる専門職員として養成するための研修を行います。

オ 保育所における相談支援機能の強化

障がいのある子どもやネグレクトなど、特別な配慮が必要な子どもや家庭に対して適切な支援ができるよう、専門性を高める研修を実施し、保育所等の機能強化を図ります。

3 保護者に対する就労の支援

① 親の就労支援

ア 生活困窮者への自立相談支援

○自立相談支援事業の就労支援員による支援の実施

「生活困窮者自立支援法」に基づき、複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業の実施を支援します。

就労支援については、自立相談支援機関に配置する就労支援員が、就労先の開拓や斡旋、就労に関するアドバイス等を実施します。

○就労訓練事業（中間的就労）、就労準備支援事業の実施

すぐに一般就労が困難な方に対し、支援付き就労訓練の場（中間的就労）である就労訓練事業者の拡大を図ります。

昼夜が逆転し生活リズムが崩れている方や就労経験はあるものの、離職後長期間ひきこもっており、すぐに一般就労が困難な方などに対し、適切な訓練を提供する就労準備支援事業の実施を支援します。

○福祉事務所の就労支援等による生活保護受給者の就労支援

生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かく支援しています。また、就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給することとしています。

イ ひとり親家庭に対する母子・父子自立支援プログラムの策定（再掲）

大分県母子・父子福祉センターにおいて、専門の策定員が、相談者個別のニーズに応じた母子・父子自立支援プログラムを作成し、自立に向けたきめ細かな支援を行います。さらに、各市において、プログラムを策定できるよう、また、各市が策定したプログラムに基づき、各市が支援実施機関と連携し、きめ細かで継続した支援を行うことができるよう、支援します。

ウ ひとり親家庭に対する就業あっせん等の充実

無料職業紹介の許可を得た一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会と連携し、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、専門員による相談対応、求人情報の提供、就業あっせんまで継続した支援を行います。

また、市町村と連携し、就業を目指すひとり親家庭を対象とした地域巡回就業相談会を実施します。

エ ひとり親家庭に対する職業能力開発の支援

就業・自立支援センター及びひとり親家庭相談窓口において、国が実施する公共職業訓練やその他の職業能力開発事業についての情報提供を行います。

また、就業・自立支援センターにおいて、県内各地で就業意識の向上と就職活動の支援を目的とする就職支援セミナーを開催し、職業選択や履歴書の書き方、面接対策などについて、きめ細かなアドバイスをを行います。

オ ひとり親家庭を応援する企業・事業所の開拓

企業・事業所向けのチラシを作成・配布し、ひとり親家庭の親の採用促進への協力を求めるとともに、就業・自立支援センターへの求人票提出を依頼し、ひとり親家庭の親の雇用に積極的な企業・事業所の開拓を行います。

また、ハローワークが所管する、ひとり親家庭の親を雇用した場合の雇用主に対する支援策について、企業・事業所に対する広報に努めます。

カ 母子家庭等自立支援給付金事業の利用促進

就業相談を通じて、就職に有利な資格取得を希望する方に対し、母子家庭等自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）を支給するとともに、各市に対する情報提供、また、広報誌やホームページ等を通じての事業内容の周知を図ります。

キ 母子父子寡婦福祉資金（技能習得資金）の貸付

就職するために必要な知識技能を習得するためなどに必要な母子父子福祉資金（技能習得資金）の貸付けを行うとともに、制度に関する情報提供を積極的行います。

また、ひとり親家庭の相談窓口において、他制度の利用についても検討するなど適切なアドバイスをを行います。

ク ひとり親家庭への職業訓練

主として離転職者を対象に、機械加工科や電気設備科など主に技術的なものは県立の職業能力開発施設において、また、パソコン経理や医療事務などについては民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施します。

なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。

ケ ひとり親家庭の職業訓練中の保育料の一部を助成

未就学児童をもつ再就職希望者が職業訓練を受講しやすい環境を整備するため、職業訓練期間中の保育料の一部助成や託児サービス付きの職業訓練を実施します。

コ 就職活動支援のための託児サービスの提供

出産や育児等で離職した子育て中の女性の再就職等を支援するため、マザーズコーナー（ハローワーク）における求職活動や、就職に向けた面接・試験などの際に利用できる、無料の託児サービスを実施します。

② 親の学び直しの支援

ア 生活保護法による生業扶助（高等学校等就学費）の支給

生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合は、卒業資格を得て就労することにより、収入増加や保護からの自立に繋がるなどの一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給します。

イ 母子家庭等自立支援給付金の利用促進（再掲）

就業相談を通じて、就職に有利な資格取得を希望する方に対し、母子家庭等自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）を支給するとともに、各市に対する情報提供、また、広報誌やホームページ等を通じての事業内容の周知を図ります。

ウ 母子父子寡婦福祉資金（技能習得資金）の貸付（再掲）

就職するために必要な知識技能を習得するためなどに必要な母子父子福祉資金（技能習得資金）の貸付けを行うとともに、制度に関する情報提供を積極的に行います。

また、ひとり親家庭の相談窓口において、他制度の利用についても検討するなど適切なアドバイスを行います。

③ 就労機会の確保

ア ひとり親家庭に対する就業あっせんの充実等（再掲）

無料職業紹介の許可を得た一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会と連携し、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、専門員による相談対応、求人情報の提供、就業あっせんまで継続した支援を行うとともに、市町村と連携し、就業を目指すひとり親家庭を対象とした地域巡回就業相談会の実施や県内各地で就業意識の向上と就職活動の支援を目的とする就職支援セミナーを開催し、職業選択や履歴書の書き方、面接対策などについて、きめ細かなアドバイスを行います。

また、就業・自立支援センター及びひとり親家庭相談窓口において、国が実施する公共職業訓練やその他の職業能力開発事業についての情報提供を行います。

さらに、就業相談を通じて、就職に有利な資格取得を希望する方に対し、母子家庭等自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）を支給するとともに、各市に対する情報提供、また、広報誌やホームページ等を通じての事業内容の周知を図ります。

資金面では、母子父子福祉資金（技能習得資金）の貸付けを行うとともに、制度に関する情報提供を積極的に行います。また、ひとり親家庭の相談窓口において、他制度の利用についても検討するなど適切なアドバイスを行います。

④ ひとり親家庭の応援企業の開拓

企業・事業所向けのチラシを作成・配布し、ひとり親家庭の親の採用促進への協力を求めるとともに、就業・自立支援センターへの求人票提出を依頼し、ひとり親家庭の親の雇用に積極的な企業・事業所の開拓を行います。

また、ハローワークが所管する、ひとり親家庭の親を雇用した場合の雇用主に対する支援策について、企業・事業所に対する広報に努めます。

⑤ ひとり親家庭の親と企業・事業所とのマッチング

労働局やハローワークと連携し、正規雇用への転職等を希望するひとり親家庭の親と、ひとり親家庭の親の雇用に理解を持ち積極的な企業・事業所とのマッチングを図り、親の就労を支援します。

4 経済的支援

① 放課後児童クラブ利用料における低所得世帯への支援

ア 保護者負担金の減免

保護者負担金が払えずに放課後児童クラブの利用を断念することのないよう、事業主体となる市町村とともに、所得の低い世帯の保護者負担金の減免に取り組みます。

② 児童扶養手当の支給

ア ひとり親家庭への児童扶養手当の支給

市町村を通じて、児童扶養手当の支給を行うとともに、制度に関する情報提供を積極的に行います。

また、受給資格者に対し、パンフレットなどによる制度の周知を行い、適正な支給に努めます。

③ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

ア 母子父子寡婦福祉資金の貸付（再掲）

ひとり親家庭の子どもの就学支援のためなどの母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行うとともに、制度に関する情報提供を積極的に行います。

また、ひとり親家庭の相談窓口において、他制度の利用についても検討するなど適切なアドバイスをを行います。

④ 教育扶助の支給

ア 生活保護法による教育扶助（小、中学生）の給付

生活保護における教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用を支給します。支給方法については、親権者等のほか学校長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうした仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適正に実施されるよう努めます。

⑤ 生活保護世帯の子どもの進学時の支援

ア 生活保護法による生業扶助（高校生）の給付

生活保護世帯の子どもが、高等学校に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給します。また生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取り扱いとします。

⑥ 養育費の確保及び面会交流に関する支援

ア 広報・啓発活動の充実

子どものための養育費、面会交流という観点から、その必要性について、広報啓発を行うとともに、相談機関での情報提供、養育費関係パンフレット配布、ホームページへの掲載により、具体的な手続についてアドバイスを行います。

また、市町村の離婚届提出窓口において、養育費等に関するパンフレットを配布し、非同居親から子どもへの養育についての相談を受け付けることができるような体制づくりを支援します。

さらに、法テラス大分や養育費相談支援センターと連携し、県民の皆さんや母子・父子自立支援員を対象とした研修会を実施します。

イ 養育費確保に向けた支援

大分県母子・父子福祉センターにおいて、弁護士による無料法律相談を実施し、養育費に関する相談に対して適切に対応し、その取り決めの促進について支援します。

また、関係機関と連携し、養育費等に関する情報交換や状況把握に努め、連携した施策の実施について検討を進めます。

ウ 適切な面会交流の支援

大分県母子・父子福祉センターにおいて、面会交流に関する相談に対し、適切な面会交流の実施に向けた両親間の取り決めが促進されるよう支援します。

また、市町村に対し、研修会を通して面会交流の実例を紹介するなど、理解を深める機会を提供します。

⑦ その他の支援

ア 低所得者等への生活資金の貸付

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした「生活福祉資金貸付制度」は、県社会福祉協議会を実施主体とし、県内の市町村社会福祉協議会が窓口となって実施されています。

本制度に基づき、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等に対して、それぞれの状況に応じて、例えば、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学のための資金などの貸付の円滑な実施を支援します。

イ 子どもにかかる医療費の一部を助成

子どもの傷病の早期治療を促進し、保健の向上を図るため、市町村が実施する乳幼児等への医療費助成に対し補助を行い、経済的負担の軽減を図ります。

ウ 小児慢性特定疾病にかかる医療費の一部を助成

小児がんや慢性疾病等治療が長期にわたる小児慢性特定疾病児童等に対し、家族の経

済的負担を軽減するため、医療費の自己負担の一部を助成します。

エ ひとり親家庭の親子に係る医療費の一部を助成

市町村が実施するひとり親家庭等医療費助成事業に対し、その経費の一部を助成します。

また、県・市町村・医療機関等との連携を深め、適正かつ円滑な事業実施に努めます。

オ 母子・父子福祉団体への助成

地域のひとり親家庭からの相談対応や相互の交流活動を実施している母子・父子福祉団体の活動を支援します。

また、地域の母子・父子福祉団体に対して、行政の動向についての情報等を提供するとともに、定期的な情報交換の場を設け、ひとり親家庭の実情を把握することに努めます。

カ 貸付機関間の情報共有

母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金の貸付窓口などにおいて、制度の相互理解や情報共有を図り、相談者の状況に応じて適切なアドバイスを行います。

キ 交通事故により保護者を亡くした子どもへの支援

交通事故により保護者を亡くした遺児（小学生から18歳まで）を支援するため、県民の皆さんの善意の寄付金により、激励金や小中学校の入学祝金、中学卒業後の育英資金など、各種助成金を給付する救済援護事業を実施します。

VIII 計画の評価

子どもの貧困対策を進めるにあたって、国の大綱に設定された指標のうち次の6項目を指標として設定し、取組の実施状況や効果等を検証のうえ、目標値の達成に向けて取り組みます。

[生活保護世帯に属する子どもの状況] (平成26年度)

(1) 中学校卒業時の進路決定率	現況値	87.6%
(2) 高等学校卒業時の進路決定率	現況値	89.4%
(3) 高等学校等中退率	現況値	5.6%

[児童養護施設の子どもの状況] (平成26年度)

(4) 中学校卒業時の進路決定率	現況値	100%
(5) 高等学校卒業時の進路決定率	現況値	96.8%

[ひとり親家庭の親への就労の支援] (平成26年度)

(6) 母子家庭等自立支援給付金利用者の就職・進学率	現況値	88.4%
----------------------------	-----	-------

※目標値については、現在、検討中。